



平成 30 年 2 月 16 日

各 位

会社名 株式会社ピクセラ
代表者名 代表取締役社長 藤岡 浩
(コード番号 6731 東証第二部)
問合せ先 取締役 池本 敬太
(TEL 06-6633-3500)

第三者割当により発行される第9回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 2 月 16 日開催の取締役会において、当社の成長戦略および事業戦略を推進し、M&Aによる収益基盤の拡大を図り、将来の利益成長性を高めることを目的に、以下のとおり、第三者割当により発行される第9回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

<本新株予約権に係る募集の概要>

(1) 割 当 日	平成 30 年 3 月 5 日
(2) 新株予約権の総数	218,310 個
(3) 発 行 価 額	21,831,000 円（本新株予約権 1 個当たり 100 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	21,831,000 株（本新株予約権 1 個につき 100 株）
(5) 資金調達額	3,121,833,000 円（差引手取概算額 3,104,833,000 円） （内訳） 新株予約権発行分 21,831,000 円 新株予約権行使分 3,100,002,000 円
(6) 行 使 価 額	1 株当たり 142 円
(7) 募集又は割当て方法（割当予定先）	第三者割当の方式により、全額をOakキャピタル株式会社に割り当てる。
(8) そ の 他	① 本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」という。）の 2 週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個につき金 100 円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。 ②本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

2. 募集の目的及び理由

(1) 当社のこれまでの経営戦略

当社は、昭和 57 年の創業以来、デジタル機器を通じて社会に貢献することをテーマとして、技術開発を基軸に、ソフトウェア、ハードウェア半導体設計に至るまで、すべての基幹技術を自社で開発し、マルチメディアを身近にする新しい技術や製品を一気通貫で提供できることを当社の強みとしてまいりました。

これまで当社が中核事業としてきたホーム AV 事業、パソコン関連事業、AV ソフトウェア事業の 3 つの事業においては、これまで当社が培ってきた、画像・音声のコーデック技術、画像処理技術、デジタルテレビ放送処理技術を活かし、ハードウェア、ファームウェア、ドライバ、ミドルウェア、アプリケーションを Windows、Mac、Android、組み込み OS など様々なマルチプラットフォームで、ワンストップ・ソリューション設計開発を強みとした事業展開を進めてまいりました。

これら 3 つの中核事業における市場環境の急激な変化や市場規模そのものの縮小に対応し、新たな事業基盤を構築すべく、平成 27 年 8 月の第三者割当による新株式及び第 6 回新株予約権の発行、及び、平成 28 年 8 月の第三者割当による第 7 回新株予約権の発行、及び同年 9 月の第三者割当による第 8 回新株予約権の発行により調達した資金を活用し、新規事業として IoT 関連事業、自動多言語翻訳システム事業、AR/VR 事業の 3 つの成長事業に加え、AI（人工知能）機能や AI で機能向上した IoT、自動多言語翻訳システム、AR/VR 機能を当社既存事業であるホーム AV 事業と組み合わせた AI 機能付き融合事業への投資を積極的に進めてまいりました。これら 3 つの新規事業においても、当社がこれまで培ってきた様々なマルチプラットフォームでのワンストップ・ソリューション設計開発力を効果的に活かすことができ、その結果、積極的に注力してまいりました新規事業領域のみならず、既存事業の領域におきましても相乗効果が生まれ、当社の経営基盤の安定化と企業価値拡大に貢献しました。その取組みの結果として、当社は、平成 29 年 9 月期において、売上高 24 億 23 百万円（前期比 27.5%増）、営業利益は 19 百万円（前期は 3 億 93 百万円の営業損失）、経常利益は 18 百万円（前期は 4 億 53 百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は 7 百万円（前期は 4 億 81 百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）を計上し、今後も着実に成長戦略を推進してまいります。

(2) 当社のこれまでの成果

当社は平成 27 年 8 月の第三者割当による新株式及び第 6 回新株予約権の発行により調達した資金を活用して、これまで蓄積してきた技術を活用でき、かつ今後の成長が見込めると考えられる IoT、自動多言語翻訳システム、AR/VR の 3 つの分野への積極的な投資を行った結果、IoT 簡易セキュリティ・システムなど、開発が完了した製品については順次販売を開始してまいりました。更に、平成 28 年 8 月の第三者割当による第 7 回新株予約権の発行、及び同年 9 月の第三者割当による第 8 回新株予約権の発行により調達した資金を活用して、当社が強みとするセットトップボックス（注）（以下、「STB」といいます。）、TV チューナー、モバイルチューナーなどの一連の商品群に、これら IoT、自動多言語翻訳システム、AR/VR の 3 つの領域を組み合わせる開発を行い、4K 実用放送が開始される平成 30 年 12 月へ向けて、4K 試験放送受信機を搭載した STB 製品の開発を完了させることができました。

今後は当該 4K 放送対応 STB 製品に、IoT 機能、AI 機能、AR/VR 機能、防災システム機能などを付加した特色ある製品の開発を継続し、平成 30 年 7 月までに当該製品を完成させ販売を開始していく予定であります。

（注）セットトップボックスとはケーブルテレビ放送、衛星放送、地デジ放送、ブロードバンド VOD などの放送信号を受信して、一般のテレビで視聴可能な信号に変換する機器をいいます。

(3) 当社の経営課題

当社は、以下を主な原因として売上・利益が不安定な状況にありましたので、それらを抜本的に改善することが喫緊の経営課題として認識しております。

①OEM 供給に依存した事業構造

当社はこれまで OEM（発注先のブランドで販売される製品を製造することをいいます。）供給による展開が中心であったため、OEM 供給先のスペックの変更や納期の「期ずれ」（当社として当期に計上することができた

売上を、OEM 供給先の要請で翌期に計上しなければならなくなる事態をいいます。) など OEM 供給先の都合により当社の売上・利益が大きく影響されるということが常態化しておりました。当社は会社全体のリソースを OEM 供給先への販売に向けていたことから、当社の新製品の販売戦略も OEM 供給先に合わせて策定されており、また当社製品のプロダクトサイクルも OEM 供給先の販売戦略の趨勢の影響を受け易いことから、当社独自の販売促進などの営業強化策を導入しにくいという事情がありました。

②売り切り型販売

当社はこれまで家電メーカーとして、比較的ライフサイクルが長い製品を製造販売してきました。そのため買い替えまでの期間が長い製品を中心にした売り切り型の事業でありました。長期のライフサイクルの売り切り型の事業であるため、定期的又は短期的なサイクルで売上・利益を計上できる顧客ベースの構築ができていない状況にありました。

③ブランド認知度の低さ

これまで OEM 先のブランドで当社製品が販売されていたため、当社のブランド名を市場に浸透させることができない状況でありました。さらに、この自社ブランドの認知度の低さが、直接販売をしにくい状況を助長しており、売上・利益の安定成長に繋げにくい状況でありました。

(4) 当社の経営課題の解決と成長へ向けた施策

当社は今後、OEM 供給に過度に依存した事業構造から脱却すると同時に、売り切り型から月額課金など定期的に収入が得られる事業構造も取り入れ、独自の顧客ベースを構築することにより、売上・利益の安定化と成長を目指してまいります。その施策として以下を積極的に推進して参ります。本新株予約権により調達する資金の具体的な用途は以下のとおりです。

① 直販体制の確立と月額課金型ビジネスモデルの構築

a) EC 通販プラットフォームを通じた直販体制の確立

当社ブランド名での当社製品の販売は、現状では卸経由で家電量販店での販売が中心となっております。しかし、家電量販店での販売では、顧客の属性等を把握できず自社による顧客データベース化ができないため、積極的なマーケティングを独自で行えないという状況があります。そこで、今後は EC 通販を主体とするエンドユーザーに直接アプローチする直販体制に変えていくことが、延いては当社の売上・利益を伸ばしていくために必須であると考えます。

当社は既に自社 EC サイト「NextMall」を運営しておりますが、EC 通販の運営におけるプロモーション等のノウハウが不足しているという問題があります。そこで、EC 通販を通じて当社の売上・利益への貢献を速やかに実現する為には、当社自らが既存 EC サイトの改良または新規開発を行うのではなく、既に一定の顧客ベースを持つ EC 通販会社や特色あるコンテンツやアプリを持った会社との資本・業務提携を含む M&A を積極的かつ迅速に進め、買収先または資本・業務提携先の持つ EC 通販プラットフォームを活用して当社の製品・サービスの拡大展開を図ることが当該施策を実行するうえで最適な選択肢であると考えております。本新株予約権により調達する資金の一部を資本・業務提携を含む M&A に充当いたします。

当社が構築を目指す EC ポータルサイトでは、自社製品のみならず、当社が今後提供していくスマートホームハブ（注 1）の機能向上に繋がる他社製品・サービスを外部より積極的に調達、販売することも進めてまいります。具体的な商材として、1) 当社独自の製品としての 4K 放送対応 STB と TV パネルのセット、IoT 簡易セキュリティ・システム、スマートホームハブ、4K 放送対応スマートテレビ、AI 音声認識スピーカーなどの自社製品のみならず、2) 外部調達による製品・サービスとしての SIM フリースマートフォン・タブレット端末、ゲーム配信、スポーツ中継 VR 視聴コンテンツ、有料ビデオコンテンツ等を想定しております。

b) 月額課金型ビジネスモデルの構築

上記 EC ポータルサイトの構築により、当該直販 EC ポータルサイトにおいて、当社は自社サービスとしての

IoT 簡易セキュリティ・システム、スマートホームハブ、外部調達による他社サービスとしてのゲーム配信、スポーツ中継 VR 視聴コンテンツ、有料ビデオコンテンツ等、さらに旅・食・地域創生・スポーツ等に関わるサービス等を月額課金型ビジネスモデルで展開してまいります。

以上のような月額課金型ビジネスモデルを展開していくのに、既に顧客ベースを持って当該ビジネスモデルで展開中の EC 通販・コンテンツ事業の買収や資本・業務提携を含む M&A を積極的かつ迅速に進め、買収先または資本・業務提携先の持つ EC 通販プラットフォームを当社が活用することが当該施策を実行するうえで最適な選択肢であると考えております。本新株予約権により調達する資金の一部を資本・業務提携を含む M&A に充当いたします。

(注 1) スマートホームハブとは、日本中の家の中の様々な家電をテレビを軸にホーム IoT で繋ぎ、AR/VR による今までにないエンターテインメント性を家庭内で実現させ、AI/ビッグデータ活用による生活の質の向上を図ることを可能にする環境をクラウド提供する当社のサービスです。

また、当社では既に平成 29 年 3 月より MVNO(仮想移動体通信事業者)サービス「ピクセラモバイル」及び同年 9 月より東日本電信電話株式会社 (NTT 東日本)・西日本電信電話株式会社 (NTT 西日本) との FTTH(光回線サービス) コラボサービス「ピクセラ光」の販売を開始いたしました。それぞれ低額料金によるサービス提供となりますが、月額収入による安定した収益基盤を作ることを目指しております。

これらの分野では既に多くの事業者が参入し、単なる回線提供サービスのみではコモディティ化していることから事業者間での激しい価格競争に陥ります。しかし、当社は MVNO 及び FTTH 事業に参入を果たしたことにより、MVNO 及び FTTH ネットワーク上で、当社のこれまでの積極的な投資の成果である STB と融合した AI 機能や IoT システムなど差別化が可能な様々な自社開発サービスを月額課金システムで展開することも合わせて可能となり、これまでの自社製品の売り切り販売による収益のみならず、月額課金型の継続的なサービス提供により、販売機会を拡大すると共に安定収益も追及することが可能となると考えます。

② EC 事業推進の為のソフトウェア関連のエンジニアリング能力の強化

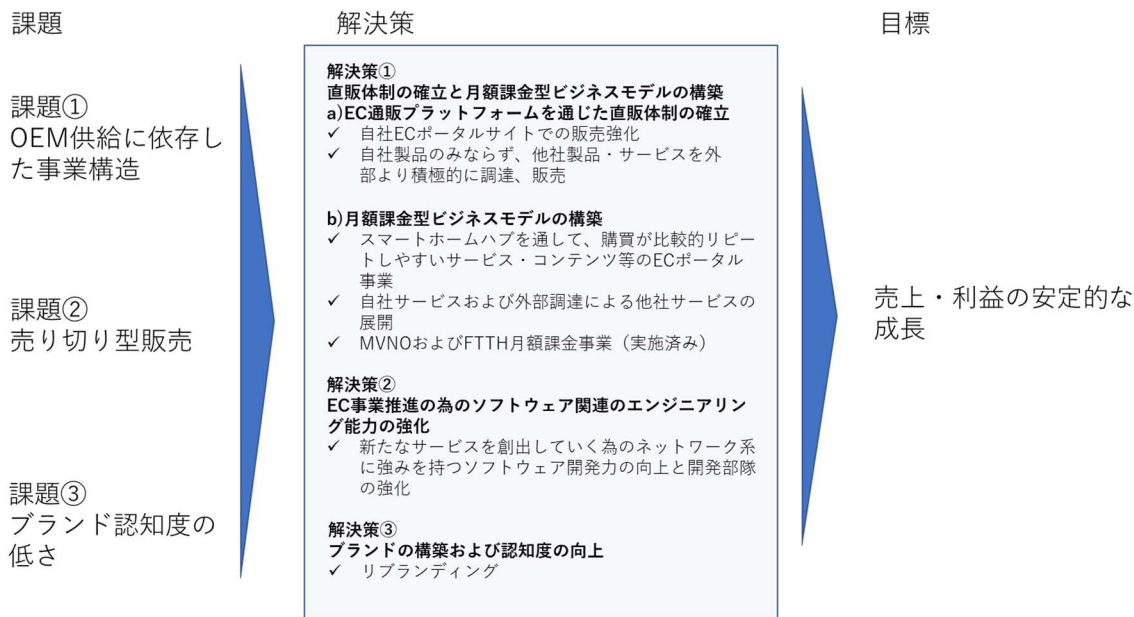
当社は、自社製品の開発の加速と新たなサービスを創出していく為のソフトウェア開発力の向上へ向けて、開発部隊の強化が必須と考えております。

EC ポータルサイトを中心とした直販体制の構築に伴い、ネットワーク設計・構築、サーバ構築・運用、Web/アプリ開発・設計及び運用の為のエンジニアを確保する必要があります。当社のエンジニアリング活動はこれまで STB や TV 等の家電機器の設計・開発が中心であった為、自社 EC ポータルサイト構築のためのエンジニアが不足しております。一方、エンジニアの採用環境が厳しく、一括してまとまった人数を採用することが困難な環境があります。そこで、当社が求めるネットワーク系に強みを持つソフトウェア開発・運用技術等を保有し当社とのシナジーが見込まれる企業との資本・業務提携を含む M&A を通じて、当該ソフトウェア開発機能の強化を図っていくことも今後の当社の成長戦略として重要であると考えております。本新株予約権により調達する資金の一部を資本・業務提携を含む M&A に充当いたします。

③ ブランドの構築および認知度の向上

直接販売チャネルによる直販体制の確立には自社ブランドの認知度を高めていくことも求められると考え、上述のエンドユーザーに直接アプローチする直販体制の確立に向けて当社独自のブランド戦略も構築して参ります。具体的には、リブランディングにより当社のブランド名を浸透させていく為、外部協力会社の支援をもとに以下の施策を講じていきます。本新株予約権により調達する資金の一部をブランドの構築および認知度の向上を目的としたコンサルティング・販売促進等の費用に充当いたします。

- ・ブランド環境の分析
- ・ブランド戦略構築
- ・クリエイティブ開発、ブランドガイドライン開発
- ・ブランドの浸透ツール開発
- ・ブランドコミュニケーション



上記①から③の施策を実施していくにあたり、当社は、EC 通販事業を営み強固な販路を持つ企業およびソフトウェア開発・運用技術等を保有し当社とのシナジーが見込まれる企業等を候補として、複数の仲介業者から複数の買収・資本提携候補先の紹介を受けており、現在、鋭意選定・協議中であります。

現時点において確定した買収先・資本業務提携先はございませんが、M&A 市場がますます活況となっており、買い手候補者にとって激しい競争環境にある中で、当社の成長戦略に適うより望ましい候補先企業の買収または資本・業務提携を早期に実現するためには、事前に関係資金の調達ができている又は調達の目処が立っていることが必要不可欠です。

当社としては遅くとも平成 31 年 3 月までに買収または資本業務提携の実現を目指しておりますが、現在候補先を選定中であるため、支出は各案件の進捗に応じて、段階的に行われることとなります。このため、現時点で支出予定時期を具体的に想定することは困難ですが、具体的な M&A 案件が正式に決定した場合は、適切に開示いたします。

(5) 成長戦略に基づく当社の投資プラン

以上の成長戦略および事業戦略を推進し、M&A により収益基盤の拡大を図り、将来の利益成長性を高めることが、当社の経営基盤の安定化と企業価値の増大、延いては既存株主の株主価値の向上につながるものと判断し、本新株予約権の発行による資金調達を行うことを決定いたしました。

今回調達する資金は以下に充当する予定です。なお、詳細は下記「3. 調達する資金の額、用途および支出予定時期」に記載のとおりであります。

- | | |
|--|--------------|
| ① a) EC 通販プラットフォームを通じた直販体制の確立、及び b) 月額課金型ビジネスモデルの構築を目的とした資本・業務提携を含む M&A のための資金 | 2,500 百万円 |
| ② EC 事業推進の為にソフトウェア関連のエンジニアリング能力の強化を目的とした資本・業務提携を含む M&A のための資金 | 500 百万円 |
| ③ ブランドの構築および認知度の向上を目的としたコンサルティング・販売促進等の費用 | 104 百万円 |
| | 合計 3,104 百万円 |

(6) 本新株予約権の発行の方法を選択した理由について

当社は、当社の成長戦略や事業戦略を推進するための資金調達として、当社の成長戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、将来的な目標を実現できる資金調達の方法を模索してまいりました。資金調達の方法としては、新規事業の推進を目的とし、成長戦略に基づく先行投資という資金用途の性質や資金調達の実現性から、直接金融での資金調達を行うことといたしました。なお、金融機関からの間接金融による資金調達に関しては、現状の当社の業績・財務内容などの現状を踏まえれば、極めて困難と考えられます。

直接金融による資金調達のための代表的な方法として公募増資という方法もありますが、調達金額に比べてコストが高く、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が調達できるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられることから、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。その一方で、本新株予約権の発行による今回の資金調達のスキームは、本新株予約権により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、当社及び当社既存の株主にとっても、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断して採用いたしました。

なお、本新株予約権による資金調達が当初計画通りにできない場合、成長戦略に係る資金の支出予定時期を調整するとともに別途資金調達を検討することにより対応する予定であります。

本新株予約権の主な特徴は、次のとおりとなります。

- ① 本新株予約権は、発行当初から行使価額は142円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から21,831,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が増減することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。
- ② 本新株予約権には、上記「本新株予約権の募集の概要」の「(8) その他」欄に記載のとおり、180%コールオプション条項により、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。
- ③ 本新株予約権には、上記「本新株予約権の募集の概要」の「(8) その他」欄に記載のとおり、譲渡制限条項が規定されており、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。なお、当社が重視した本新株予約権のメリット及びデメリットとなる要素は以下のとおりであります。

<メリットとなる要素>

- ① 本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性及び既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び割当株式数の双方が固定されていることから、既存株主の保有する株式価値の希薄化に配慮した内容となっております。上記の本新株予約権の主な特徴のとおり、本新株予約権は発行当初から行使価額は142円で固定されており、また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から21,831,000株で固定されているため、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が増減することはないこと。
- ② 割当予定先であるOakキャピタル株式会社は、これまで当社を含めた上場企業を対象としたエクイティ・ファイナンスの実行に関して、豊富な投資実績があり、払込みを確実に実行していることから、本新株予約権の払込みの確実性が極めて高いと考えることができ、また、過去の当社の新株予約権の引受実績から見ても、当社株価が行使価額を大幅に下回らない限り、引受け後の本新株予約権の行使についても早期に実施されることが期待できること。
- ③ 割当予定先であるOakキャピタル株式会社はファイナンシャル・インベスターであり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がなく、当社の経営の独立性を維持したまま資金調達が可能であること。
- ④ 本新株予約権の行使は、その行使の時期（期間）が分散されることから、短期間に大量の株式を発行する公募増資などと比べ、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できること。
- ⑤ 本新株予約権には、上記「本新株予約権の募集の概要」の「(8) その他」欄に記載のとおり、180%コールオプション条項により、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。この結果、本新株予約権の行使による普通株式への転換を促進することで、自己資本の増強を図ることが可能となります。

<デメリットとなる要素>

- ① 本新株予約権がすべて行使された場合、21,831,000株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じること。
- ② 本新株予約権の行使期間である2年間の期間内に、市場の動向等の要因により、本新株予約権の行使が十分に進まない可能性があり、その場合、新たな資金調達や資金調達を要する施策の方針転換を検討しなければならないこと。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	3,121,833,000円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額 21,831,000円 新株予約権の行使による調達額 3,100,002,000円
② 発行諸費用の概算額	17,000,000円 (内訳) 本新株予約権公正価値算定費用 3,000,000円 弁護士報酬 2,700,000円 登記関連費用 11,000,000円 その他諸費用 300,000円
③ 差引手取概算額	3,104,833,000円

- (注) 1. 本新株予約権の行使による払込みにつきましては、新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、本新株予約権の行使状況により変更される可能性があります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
① a) EC通販プラットフォームを通じた直販体制の確立、及びb) 月額課金型ビジネスモデルの構築を目的とした資本・業務提携を含むM&Aのための資金	2,500百万円	平成30年3月～平成31年3月
② EC事業推進の為のソフトウェア関連のエンジニアリング能力の強化を目的とした資本・業務提携を含むM&Aのための資金	500百万円	平成30年3月～平成31年3月
③ ブランドの構築および認知度の向上を目的としたコンサルティング・販売促進等の費用	104百万円	平成30年3月～平成31年3月

- (注) 1. 調達した資金につきましては、調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。
2. 本新株予約権の行使による調達額(3,104百万円)につきまして、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、当初計画通りに資金調達ができない可能性があります。その場合には、他の資金調達により充当、又は、中止・規模縮小等により対応する予定であります。また、資金使途別に優先順位を付けざるを得ない場合は、上記①～③の順に充当する予定であります。
3. M&Aまたは資本・業務提携の資金の支出予定期間において、当社が希望する条件のM&Aまたは資本・業務提携の案件が成立に至らなかった場合であっても、引き続き、案件の発掘・選定を継続し、具体的な案件が成立した段階で資金を充当する予定であり、現時点において代替使途は想定しておりません。

(3) 資金使途の合理性に関する考え方

今回の、本新株予約権の発行により調達する資金は、上記「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当社の成長戦略および事業戦略を推進し、将来の利益成長性を高めることで、当社の収益機会の拡大を実現できるとともに、財政基盤の安定化を図れるものと見込んでおります。

よって当該資金使途は、企業価値および株主価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与するものであり、合理的であると判断しております。

4. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値算定を第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者：代表取締役社長 野口 真人）に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価（平成30年2月15日の終値）、当社株式の市場流動性、配当率（0%）、割引率（リスクフリーレート Δ 0.154%）、ボラティリティ（81.76%）、本新株予約権に付された180%での当社の取得条項（当該条項の詳細は、「上記、1 募集の概要 本新株予約権に係る募集の概要（8）その他①」に記載のとおり）及び1日当たりの売却可能株式数（直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高（10%））等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（平成30年3月5日から平成32年3月4日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権1個の払込金額を100円（1株当たり1.00円）と算定いたしました。なお、本新株予約権に付された180%での当社の取得条項に関しては、株価が行使価額を上回っている場合にはただちに当社は取得条項を発動し、残存する新株予約権を取得することを想定しています。割当予定先の権利行使行動に関しては、株価が行使価額を超過し行使が可能な場合には割当予定先は、1日当たりの売却可能株式数（直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高（10%））を目途に直ちに権利行使を実施することを想定しています。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。この算定結果をもとに割当予定先と協議した結果、本新株予約権1個の払込金額を金100円（1株当たり1.00円）といたしました。また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等）を勘案するとともに、当社株式の流動性に鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成30年2月15日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の142円と同額の142円といたしました。本新株予約権の行使価額を取締役会決議日の直前取引日における終値を参考とした理由は、「平成30年9月期第1四半期決算短信」を平成30年2月14日に公表し、その後形成された株価が直近の当社の株式価値を適正に反映していると判断したためであります。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均181.32円に対する乖離率は Δ 21.69%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均188.90円に対する乖離率は Δ 24.83%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均206.04円に対する乖離率は Δ 31.08%となっております。

当社監査役3名全員（うち、社外監査役2名）から、本新株予約権の発行については、本新株予約権の第三者算定機関によって算出された本新株予約権の評価額を下回らない金額を本新株予約権の払込金額としていることから、本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利でなく、適法である旨の意見を述べております。

当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられること、払込金額も当該評価額と同額であること等をその判断に至る理由としております。また、行使価額についても取締役会決議日の直前取引日における終値を参考に行使価額を決定したことについて、当該終値が直近の当社の株式価値を適正に反映しているとの会社の判断は妥当であるとする旨の意見も合わせて表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使により発行される株式数は21,831,000株（議決権の数は218,310個）となり、発行決議日現在の当社の発行済普通株式総数48,678,881株（議決権の数は485,579個）に対して44.85%（議決権の総数に対する割合は44.96%）の割合で希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本新株予約権の発行による資金調達は、M&A または資本・業務提携等を通じて、当社成長戦略に基づく新たな収益機会の拡大を実現していくことは、当社の企業価値の早期向上につながり、かつ、結果として財政基盤の安定化に寄与し、ひいては既存株主の株式価値の向上につながるものであると考えております。また、本新株予約権の発行による希薄化の規模に関しましては、「5. 割当予定先の選定理由等(3) 割当予定先の保有方針」に記載のとおり、割当予定先の本新株予約権の行使により発行される株式の保有方針は純投資であり、保有する株式を売却することが前提となっているものの、割当予定先が当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う方針である旨の表明を割当予定先から受けていること、また、当社株式の直前1年間の1日当たりの平均出来高3,607,626株に対して、本新株予約権の行使により発行される株式数21,831,000株を本新株予約権の行使期間2年間(500営業日と仮定)で均等に株式を売却していくと仮定した場合、1日当たりの売却株式数は43,662株となり、当社株式の1年間の1日当たりの平均出来高の1.21%程度にとどまることから、当社株式の株価に与える影響は限定的かつ消化可能なものであり、流通市場へ大きな影響を与えるものではないと考えております。

以上のことから、本新株予約権の発行による資金調達は、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものであり、希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

5. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(1) 名 称	O a k キャピタル株式会社		
(2) 所 在 地	東京都港区赤坂8丁目10番24号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼CEO 竹井 博康		
(4) 事 業 内 容	投資銀行業		
(5) 資 本 金	4,282百万円(平成29年9月30日現在)		
(6) 設 立 年 月 日	大正7年2月22日		
(7) 発 行 済 株 式 数	53,675,037株(平成29年9月30日現在)		
(8) 決 算 期	3月		
(9) 従 業 員 数	22名(平成29年9月30日現在)		
(10) 主 要 取 引 先	一般法人		
(11) 主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行		
(12) 大株主及び持株比率	山崎光博 3.07%、楽天証券株式会社 2.15%、エルエムアイ株式会社 1.89% (平成29年9月30日現在)		
(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	割当予定先は、当社普通株式及び第8回新株予約権を保有しております。 (平成30年2月16日現在において当社普通株式：1,521,800株、第8回新株予約権：1個(潜在株式数：100株))		
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	平成29年9月に当社は当該会社に対して、宿泊施設向けIoTシステムを販売(販売価格：5,500,000円)しております。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
連 結 純 資 産	6,932	7,894	8,065
連 結 総 資 産	7,579	8,130	8,362
1株当たり連結純資産(円)	142.19	146.94	150.36
連 結 売 上 高	8,315	5,461	8,958
連 結 営 業 利 益	2,122	1,070	955
連 結 経 常 利 益	1,862	906	815
連 結 当 期 純 利 益	1,809	761	885
1株当たり連結当期純利益(円)	38.20	14.55	16.51
1株当たり配当金(円)	5	5	5

(注) 平成27年3月期及び平成28年3月期の数値は個別決算(非連結)数値。

※割当予定先は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しております。当社は、割当予定先が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、割当予定先が警察、顧問弁護士等との連携により、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本的方針を定めていることを確認し、当該割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等には該当せず、また、反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社の成長戦略及び事業戦略を理解した上で当該資金調達に賛同頂ける割当先を選定するに際し、当社は平成27年8月3日付で発行した新株式及び第6回新株予約権、平成28年8月22日付で発行した第7回新株予約権及び平成28年9月20日付で発行した第8回新株予約権（現時点における状況を含めてその概要は、「9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況」に記載しております。）の割当先であるOakキャピタル株式会社と度重なる協議を行いました。その結果、平成27年8月3日付で発行した新株式及び第6回新株予約権、平成28年8月22日付で発行した第7回新株予約権及び平成28年9月20日付で発行した第8回新株予約権において、Oakキャピタル株式会社は新株式の発行代金を全額払い込んだことと、当社の資金需要に沿って新株予約権を行使してきた実績に加えて、Oakキャピタル株式会社による当社の事業戦略に係る提案による当社の新規事業展開に貢献してきた実績を踏まえ、当社がこれから新たに創出し、推進する事業においても顧客や事業提携先の紹介などで寄与することが今後も期待されると判断し同社を割当先の候補といたしました。

Oakキャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場する独立系の投資会社として中立な立場から、国内外において15年以上に渡り投資事業を行っております。新興市場に上場する企業並びに中堅上場企業向けの第三者割当によるエクイティ・ファイナンス引受けを通して、これまで数多くの上場企業の資金調達を支援してきております。Oakキャピタル株式会社の投資スタイルは、発行会社が調達した資金が成長の為の資金として活かされることを重視しており、発行会社の成長戦略や事業戦略を軌道に乗せることでその企業価値向上に成果を上げております。

この度の割当予定先としての選定によって、割当予定先から顧客や事業提携先の紹介、新規事業推進に向けた営業支援等が期待され、業績向上により当社の事業規模が更に拡大することが、結果として当社の企業価値向上に貢献するものと考えております。本新株予約権の割当により、当社の資金需要を充たすことが見込まれるとともに、Oakキャピタル株式会社を選定することにより、顧客や事業提携先の紹介などにより事業展開に有利であると判断し、最終的に平成30年2月16日開催の当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先であるOakキャピタル株式会社より、本新株予約権並びにその行使により取得する当社株式を、当社の業務を支援し企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭で表明しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先であるOakキャピタル株式会社より、本新株予約権に係る払込金額については、払込期日にその全額を払い込む旨並びに必要な資金も確保されている旨、及び本新株予約権の行使価額についても、実際に行使する場合に必要な資金の手配について特に支障はない旨の報告を受けております。これに加えて、Oakキャピタル株式会社の平成29年3月期に係る有価証券報告書に掲げられた連結財務諸表及び平成30年3月期第3四半期報告書に係る四半期連結財務諸表の閲覧等により、同社が本新株予約権の発行価額の総額の合計、及び本新株予約権の行使に必要な資金以上の現預金を保有していることを確認しております。これらの確認に基づき、当社においてはOakキャピタル株式会社の資金の確保について、特段の問題はないものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、また、その予定もありません。

(6) ロックアップについて

当社はO a k キャピタル株式会社との間で締結予定の総数引受契約の締結日以降、以下に掲げる期間のいずれにおいても、O a k キャピタル株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、対象有価証券（以下に定義する。以下同じ。）の発行等（公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その形態を問わず、組織再編行為等における対象有価証券の交付を含む。）またはこれに関する公表を行わない。

- i 払込期日から6か月間が経過した日またはO a k キャピタル株式会社が保有する本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間
- ii 払込期日から6か月間が経過した日以降、さらに6か月間が経過した日またはO a k キャピタル株式会社が保有する本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間

ただし、当該iiの期間においては、本新株予約権に係る行使価額を下回る価額での発行等またはこれに関する公表に限りロックアップの対象とする。

「対象有価証券」とは、当社普通株式並びに当社の普通株式を取得する権利または義務の付された有価証券（新株予約権、新株予約権付社債、当社の株式への転換予約権または強制転換条項の付された株式、及び取得対価を当社の株式とする取得請求権または取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。）をいうが、当社及び子会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権並びにこれらの者に対して既に発行されまたは今後発行される新株予約権の行使に応じて発行または交付されるもの、並びに当社とO a k キャピタル株式会社との間での「総数引受契約」の締結時点で既に発行された有価証券の行使に基づき発行または交付されるものを除く。

本記載事項は当社とO a k キャピタル株式会社との間で平成30年3月5日締結予定の総数引受契約書の規定であります。

(7) 先買権について

(1) 新株式発行等の手続

当社は、払込期日から2年間、株式、新株予約権または新株予約権付社債（以下「本追加新株式等」という。）を発行または交付（以下「本追加新株式発行等」という。）しようとする場合には、次の各号を遵守しなければならないものとする。ただし、O a k キャピタル株式会社が保有する新株予約権の残高がなくなり次第、この権利は消滅する。

- i 当社は、O a k キャピタル株式会社に対し、本追加新株式発行等を決議すべき取締役会の開催日の2週間前までに、その予定にかかる主要な条件・内容（本追加新株式等の種類、価額、数量、払込期日、引受予定先（以下「提案先」という。）の名称・所在地等を含むが、これらに限られない。以下同じ。）を記載した書面（以下「本通知書」という。）を交付しなければならない。
- ii O a k キャピタル株式会社は、本通知書を受領後1週間以内に、本通知書に記載された条件・内容により、本追加新株式等を引受けることを希望する旨を記載した書面（以下「応諾通知」という。）を発行会社に交付することにより、本追加新株式等を本通知書に記載された条件・内容により引受けることができる。
- iii 当社は、本項ii号に従いO a k キャピタル株式会社から応諾通知を受領しなかった場合のみ、本通知書に記載された条件・内容に従い、提案先に対してのみ、本追加新株式発行等を決議することができる。
- iv 当社は本追加新株式発行等を決議したときは直ちに適用法令に従い開示するものとする。

(2) 例外

前項の定めは、次の各号の場合には、適用されないものとする。

- i ストック・オプション目的により、当社の役職員またはコンサルタント若しくはアドバイザーに対して新株予約権の付与を行う場合、または普通株式の発行または交付（上記ストック・オプション目的により付与された新株予約権の行使に基づくものを除く。）の場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、かつ、その発行規模が発行済株式総数の5%（新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される。）を超えないとき。

- ii 上記の他、当社とOakキャピタル株式会社とが、別途本条の先買権の対象外とする旨を書面により合意したとき。

(3) 違反時の手続

当社が上記「①新株式発行等の手続」に従わずに本追加新株式発行等の発行決議を行った場合には、当社は、かかる本追加新株式発行等における主要な条件・内容と同等の条件・内容にて、直ちにOakキャピタル株式会社に対し本追加新株式等を別途発行または交付しなければならない。

本記載事項は当社とOakキャピタル株式会社との間で平成30年3月5日締結予定の総数引受契約書の規定であります。

6. 大株主及び持株比率

(平成29年9月30日現在)

大株主の名称	持株比率
藤岡 浩	5.32%
佐々田 洋明	3.77%
Oakキャピタル株式会社	3.13%
田中 良和	1.99%
藤岡 毅	1.67%
日本証券金融株式会社	1.36%
GMOクリック証券株式会社	1.32%
大和証券株式会社	1.15%
楽天証券株式会社	1.09%
株式会社エス・エス・デイ	0.99%

- (注) 1. 所有株式数につきましては、平成29年9月30日時点の株主名簿に記載された数値を基準とし、Oakキャピタル株式会社の平成30年2月16日現在の当社株式の保有数を考慮しております。
2. 平成30年2月16日現在の発行済株式総数は48,678,881株であります。
3. 割当予定先については、本件による株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを表明していることから、募集後の大株主及び持株比率は記載しておりません。

7. 今後の見通し

今回の資金調達による平成30年9月期の当社業績に与える影響については精査中であり、今後、開示すべき事項が生じた場合は、判明次第速やかに公表いたします。当社は、今回の資金調達により、新たな収益の柱を構築するための成長戦略を推進し、事業領域を拡大することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、ひいては既存の株主の皆様の利益にもつながるものと考えております。

8. 企業行動規範上の手続に関する事項

本新株予約権の発行による資金調達は、希薄化率が44.96%となり25%以上になることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に規定される「経営者から一定程度の独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手」または「当該割当てに係る株主総会の決議などによる株主の意思確認」のいずれかの手続を得る必要がありますが、緊急性の高い今回の資金調達では、時間的な制約を伴う「株主総会の決議などによる株主の意思確認」による方法ではなく「経営者から一定程度の独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」の方法を採用いたしました。

そこで、当社とは利害関係の無い弁護士及び社外監査役2名に対して調達の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、今回の資金調達の内容及び資金調達を行う理由について可能な限り詳細な説明を行いました。その結果、平成30年2月16日付で飯田岳氏(阿部・井窪・片山法律事務所)及び社外監査役2名(河崎達夫氏および野垣浩氏)から当社の取締役会に対して、

- ① 発行会社は OEM 供給による事業展開が中心であるため、供給先の都合で売上・利益が大きく影響を受けたり、ブランド認知度が低い面があるところ、こうした点の改善のため、特定の顧客に売上を依存しない EC 直販体制を強化したり、売上債権の早期回収が見込める月額課金の事業に経営資源を投入することは、経営の方向性として不合理でないこと、またそれと並行して、ソフトウェア関連のエンジニアリング能力の強化を行うことや、不特定多数の顧客への訴求力を高めるべくブランドの認知度の強化を図ることにも合理性があると考えられること、
 - ② 発行会社は 6 期ぶりに黒字転換を果たしたものの、営業キャッシュフローは依然としてマイナスであり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況がなお存在していると判断していること、
 - ③ 発行会社は 2017 年 9 月期末において 1,843 百万円の手元現預金を有しているが、当該現預金は第 7 回および第 8 回新株予約権の発行により調達した資金のうち未だ資金使途に用いられていないものであり、今後の製品の開発の進捗等に応じて使用が予定されているものであること、
 - ④ 本件新株予約権の発行価額は第三者算定機関の評価額をもとにしており、その評価過程や発行価額の決定過程に特段不合理な点は見当たらないこと、
 - ⑤ 銀行借入や公募増資等の他の資金調達手段を比較したうえで、買収先・資本業務提携先の選定段階に応じて割当予定先が段階的に資金の払込みを行うことができるように配慮して本件新株予約権の発行という手段を選択した発行会社の判断に特段不合理な点はないこと、
 - ⑥ 割当予定先の Oak キャピタルは第 6 回から第 8 回の新株予約権を 1 個残しすべて行使して発行会社の所期する資金調達を実現させてきた実績があること、
 - ⑦ 調達金額は、発行会社の連結売上高規模や営業利益・損失の規模および上記①で述べた現状の経営課題を補完・改善するための M&A 資金であることからすれば、強ち不合理なこととはいえないこと、
- ①～⑦を総合的に勘案した結果、本新株予約権の発行に関して、資金調達の必要性、調達方法及び発行条件の相当性は認められると判断する旨の意見書が提出されました。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成 27 年 9 月期	平成 28 年 9 月期	平成 29 年 9 月期
売上高	2,822 百万円	1,901 百万円	2,423 百万円
営業利益	△366 百万円	△393 百万円	19 百万円
経常利益	△355 百万円	△453 百万円	18 百万円
当期純利益	△277 百万円	△481 百万円	7 百万円
1 株当たり当期純利益	△18.57 円	△21.22 円	0.21 円
1 株当たり配当金	—	—	—
1 株当たり純資産	11.82 円	23.49 円	54.51 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 30 年 2 月 16 日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	48,678,881 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	100 株	0.00%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—株	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—株	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成27年9月期	平成28年9月期	平成29年9月期
始 値	140 円	140 円	104 円
高 値	306 円	178 円	452 円
安 値	85 円	79 円	91 円
終 値	142 円	104 円	222 円

② 最近6か月間の状況

	8月	9月	10月	11月	12月	1月
始 値	297 円	241 円	223 円	223 円	200 円	176 円
高 値	330 円	263 円	242 円	233 円	200 円	218 円
安 値	228 円	191 円	211 円	197 円	172 円	175 円
終 値	238 円	222 円	221 円	200 円	174 円	184 円

① 発行決議日前営業日における株価

	平成30年2月15日
始 値	137 円
高 値	146 円
安 値	137 円
終 値	142 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による新株式及び第6回新株予約権の発行

① 第三者割当による新株式の発行

払 込 期 日	平成27年8月3日
資 金 調 達 の 額	300,000,000 円 (差引手取概算額 285,000,000 円)
発 行 価 額	1株につき100円
募集時における 発行済株式数	14,678,981株
当該募集による 発行株式数	3,000,000株
募集後における 発行済株式数	17,678,981株
割 当 先	O a kキャピタル株式会社
発行時における 当初の資金用途	①既存事業(パソコン関連事業、ホームAV事業、AVソフトウェア事業)における運 転資金 ②ホームAV事業における新規案件の開発資金
発行時における 支出予定時期	①平成27年8月～平成27年9月 ②平成27年8月～平成29年9月
現時点における 充 当 状 況	当初の資金用途に従い全額充当しております。

② 第三者割当による第6回新株予約権の発行

割 当 日	平成27年8月3日
発行新株予約権数	110,000個
発行価額	11,770,000円(新株予約権1個当たり107円)
発行時における 調達予定資金の額	1,111,770,000円(差引手取概算額 1,047,770,000円) (内訳) 新株予約権発行分 11,770,000円 新株予約権行使分 1,100,000,000円
行使価格	1株当たり100円
募集時における 発行済株式数	14,678,981株
割 当 先	O a kキャピタル株式会社
当該募集による 潜在株式数	11,000,000株
現時点における 行使状況	行使済株式数: 11,000,000株
現時点における 潜在株式数	0株
発行時における 当初の資金使途	(1) IoT事業推進におけるZ-Waveセンサーの開発、LTE通信向けの機器の開発 (内訳) ①Z-Waveセンサーの開発 (内訳) (ハードウェア・ソフトウェア開発) (サーバー開発) (課金システム開発) (販売促進・宣伝広告) ②LTE通信向けの機器の開発 (内訳) (LTE通信デバイス開発) (低消費電力LTE通信モジュール開発) (LTE通信防災端末開発) (販売促進・宣伝広告) (2) 自動多言語翻訳システムの開発 (サーバー・クライアントアプリ開発) (3) AR/VR事業の企画・開発 (内訳) (アプリ・コンテンツ開発) (企画・マーケティング) (4) 社債の償還資金
発行時における 支出予定時期	(1) 平成27年8月～平成29年9月 (内訳) ①Z-Waveセンサーの開発 (内訳) (ハードウェア・ソフトウェア開発) 平成27年8月～平成29年3月 (サーバー開発) 平成27年8月～平成29年9月 (課金システム開発) 平成27年12月～平成28年12月 (販売促進・宣伝広告) 平成27年12月～平成29年9月 ②LTE通信向けの機器の開発

	(内訳) (LTE 通信デバイス開発) 平成 27 年 10 月～平成 29 年 4 月 (低消費電力 LTE 通信モジュール開発) 平成 27 年 8 月～平成 29 年 9 月 (LTE 通信防災端末開発) 平成 28 年 1 月～平成 28 年 6 月 (販売促進・宣伝広告) 平成 27 年 12 月～平成 29 年 9 月 (2) 平成 27 年 10 月～平成 29 年 9 月 (3) 平成 27 年 8 月～平成 29 年 9 月 (内訳) (アプリ・コンテンツ開発) 平成 27 年 10 月～平成 29 年 9 月 (企画・マーケティング) 平成 27 年 8 月～平成 29 年 9 月 (4) 平成 27 年 8 月～平成 29 年 7 月
現時点における 充 当 状 況	当初の資金使途に従い全額充当しております。

・第三者割当による第 7 回及び第 8 回新株予約権の発行

① 第三者割当による第 7 回新株予約権の発行

割 当 日	平成 28 年 8 月 22 日
発行新株予約権数	100,000 個
発 行 価 額	15,200,000 円 (新株予約権 1 個当たり 152 円)
発行時における 調達予定資金の額	1,015,200,000 円 (差引手取概算額 1,005,200,000 円) (内訳) 新株予約権発行分 15,200,000 円 新株予約権行使分 1,000,000,000 円
行 使 価 格	1 株当たり 100 円
募集時における 発行済株式数	25,798,981 株
割 当 先	O a k キャピタル株式会社
当該募集による 潜在株式数	10,000,000 株
現時点における 行 使 状 況	行使済株式数：10,000,000 株
現時点における 潜 在 株 式 数	0 株
発行時における 当初の資金使途	① AI 機能付き 4K 映像受信システム開発費 ② カメラ画像 顔/表情認識サーバー開発費 ③ 音声認識対応コンシェルジュサーバー開発費 ④ IoT ビッグデータ分析サーバー開発費 ⑤ LTE 搭載ゲートウェイ開発費 ⑥ VR ライブ配信システム開発費 ⑦ テレビ/VOD 字幕翻訳システム開発費 ⑧ TV チューナー搭載 STB 等製造に係る運転資金
発行時における 支 出 予 定 時 期	① 平成 28 年 8 月～平成 30 年 7 月 ② 平成 28 年 8 月～平成 30 年 2 月 ③ 平成 28 年 8 月～平成 30 年 2 月 ④ 平成 28 年 8 月～平成 30 年 2 月 ⑤ 平成 28 年 8 月～平成 29 年 10 月 ⑥ 平成 28 年 8 月～平成 29 年 9 月

	⑦ 平成28年8月～平成29年10月 ⑧ 平成28年12月～平成29年4月
現時点における 充 当 状 況	欄外（注）に記載のとおりであります。 資金使途②～⑤及び⑦につきましては、変化する顧客ニーズを的確に捉え顧客ニーズに沿った機能の提供を行うため、それぞれの製品仕様および設計を見直したことにより、当初の支出予定時期が見直しとなりました。また資金使途⑧につきましては、OEM供給先の納期が見直しとなりました。これに伴い支出予定時期を欄外（注）に記載のとおり変更いたします。

（注）現時点における調達した資金の充当状況は以下のとおりであります。

具体的な使途	当初の充当予定額	行使充当額	未充当残高	変更後の支出時期
① AI機能付き4K映像受信システム開発費	132.5百万円	132.5百万円	0百万円	当初の予定通り
② カメラ画像 顔/表情認識サーバー開発費	78.3百万円	52.3百万円	26.0百万円	平成28年8月～平成30年12月
③ 音声認識対応コンシェルジュサーバー開発費	91.35百万円	66.1百万円	25.25百万円	平成28年8月～平成30年12月
④ IoTビッグデータ分析サーバー開発費	65.25百万円	56.5百万円	8.75百万円	平成28年8月～平成30年12月
⑤ LTE搭載ゲートウェイ開発費	62.6百万円	58.3百万円	4.3百万円	平成28年8月～平成30年12月
⑥ VRライブ配信システム開発費	26.1百万円	26.1百万円	0百万円	当初の予定通り
⑦ テレビ/VOD字幕翻訳システム開発費	41.1百万円	28.7百万円	12.4百万円	平成28年8月～平成30年12月
⑧ TVチューナー搭載STB等製造に係る 運転資金	508百万円	78.9百万円	429.1百万円	平成28年12月～平成30年12月
合計	1,005.2百万円	499.4百万円	505.8百万円	

② 第三者割当による第8回新株予約権の発行

割 当 日	平成28年9月20日
発行新株予約権数	100,000個
発行価額	300,000円（本新株予約権1個当たり3円）
発行時における 調達予定資金の額	1,000,300,000円（差引手取概算額 990,300,000円） （内訳） 新株予約権発行分 300,000円 新株予約権行使分 1,000,000,000円
行使価格	1株当たり100円
募集時における 発行済株式数	25,798,981株
割 当 先	O a kキャピタル株式会社
当該募集による 潜在株式数	10,000,000株
現時点における 行使状況	行使済株式数：9,999,900株
現時点における 潜在株式数	100株
発行時における	① AI機能付き4K映像受信システム開発費

当初の資金使途	② カメラ画像 顔/表情認識サーバー開発費 ③ 音声認識対応コンシェルジュサーバー開発費 ④ IoT ビッグデータ分析サーバー開発費 ⑤ LTE 搭載ゲートウェイ開発費 ⑥ VR ライブ配信システム開発費 ⑦ テレビ/VOD 字幕翻訳システム開発費 ⑧ TV チューナー搭載 STB 等製造に係る運転資金
発行時における支出予定時期	① 平成 28 年 9 月～平成 30 年 7 月 ② 平成 28 年 9 月～平成 30 年 2 月 ③ 平成 28 年 9 月～平成 30 年 2 月 ④ 平成 28 年 9 月～平成 30 年 2 月 ⑤ 平成 28 年 9 月～平成 29 年 10 月 ⑥ 平成 28 年 9 月～平成 29 年 9 月 ⑦ 平成 28 年 9 月～平成 29 年 10 月 ⑧ 平成 28 年 12 月～平成 29 年 4 月
現時点における充 当 状 況	欄外（注）に記載のとおりであります。 資金使途①～⑤及び⑦につきましては、変化する顧客ニーズを的確に捉え顧客ニーズに沿った機能の提供を行うため、それぞれの製品仕様および設計を見直したことにより、当初の支出予定時期が見直しとなりました。また資金使途⑧につきましては、OEM 供給先の納期が見直しとなりました。これに伴い支出予定時期を欄外（注）に記載のとおり変更いたします。

（注）現時点における調達した資金の充当状況は以下のとおりであります。

具体的な使途	当初の充当予定額	行使充当額	未充当残高	変更後の支出時期
① AI 機能付き 4K 映像受信システム開発費	132.5 百万円	93.5 百万円	39.0 百万円	平成 28 年 9 月～平成 30 年 12 月
② カメラ画像 顔/表情認識サーバー開発費	78.3 百万円	0 百万円	78.3 百万円	平成 28 年 9 月～平成 30 年 12 月
③ 音声認識対応コンシェルジュサーバー開発費	91.35 百万円	0 百万円	91.35 百万円	平成 28 年 9 月～平成 30 年 12 月
④ IoT ビッグデータ分析サーバー開発費	65.25 百万円	0 百万円	65.25 百万円	平成 28 年 9 月～平成 30 年 12 月
⑤ LTE 搭載ゲートウェイ開発費	47.7 百万円	0 百万円	47.7 百万円	平成 28 年 9 月～平成 30 年 12 月
⑥ VR ライブ配信システム開発費	26.1 百万円	26.1 百万円	0 百万円	当初の予定通り
⑦ テレビ/VOD 字幕翻訳システム開発費	41.1 百万円	0 百万円	41.1 百万円	平成 28 年 9 月～平成 30 年 12 月
⑧ TV チューナー搭載 STB 等製造に係る運転資金	508 百万円	0 百万円	508 百万円	平成 28 年 12 月～平成 30 年 12 月
合計	990.3 百万円	119.6 百万円	870.7 百万円	

(別紙)

株式会社ピクセラ
第9回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社ピクセラ第9回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 21,831,000 円
3. 申込期日 平成 30 年 3 月 5 日
4. 割当日及び払込期日 平成 30 年 3 月 5 日
5. 募集の方法及び割当予定先 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をOakキャピタル株式会社に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は21,831,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)。ただし、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額(第9項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 218,310 個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金100円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、金142円とする。ただし、行使価額は第10項の規定に従って調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(ただし、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権

利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①ないし③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①ないし③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成30年3月5日（本新株予約権の払込み完了以降）から平成32年3月4日までとする。ただし、第13

項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
13. 本新株予約権の取得事由
本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日に適用のある行使価額（本要項第9項第(2)号に定める行使価額とする。ただし、行使価額が第10項によって調整された場合は調整後の行使価額とする。）の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、本項において「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金100円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
14. 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
15. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第18項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第19項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。
18. 行使請求受付場所
株式会社ピクセラ 管理部
19. 払込取扱場所
株式会社三菱東京UFJ銀行 堺支店
20. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い
当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。
 - ①交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - ②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - ④新株予約権を行使することのできる期間
第11項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ず

る日のいずれか遅い日から、第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第 16 項に準じて決定する。

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第 9 項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

第 12 項及び第 13 項に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

21. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上